

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書 (第7号の2様式別表1) 記載の手引

愛 知 県

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。
- (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」欄は、次に掲げる場合には、それぞれに定める金額を記載します。 ア この明細書を提出する法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。)とする適格合併等が行われた場合…地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪欄の金額 イ この明細書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。)とする適格分割等が行われた場合…政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤欄の金額 (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」欄は、次に掲げる場合には、それぞれに定める金額を記載します。 ア この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合…政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑫欄の金額 イ この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合…政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩欄の金額

(7.4)